

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について(5月7日から同月15日まで)

札幌高等裁判所においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について、4月20日付けのお知らせをしていますが、現在の諸状況を踏まえ、5月7日から同月15日までの間に実施される予定であった民事事件の期日は、同様に扱われることとなりますのでお知らせします。